

大阪市長
松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成30年1月19日付け大生保福第3727号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が平成 29 年 12 月 13 日付け大生保福第 3642 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で実施機関が公開しないこととした部分のうち、「身体障害者診断書・意見書」の「身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見」欄に記載の医師の参考意見の障がい程度等級を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 29 年 7 月 4 日に条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「身体障がい者手帳交付申請（視野又は視野・視力併合障害）で不服あったものに係り、各区が作成した決定書にある理由において、提出した診断書に 視能率の記載、所見の記載、 級相当と市の決定等級とは異なる内容条件ある場合について、その評価・判断を記載・説明しているもの。」という旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を大生保福第 3141 号平成 26 年 7 月 30 日付け決定書にかかる決裁文書及び大生保福第 3142 号平成 26 年 7 月 30 日付け決定書にかかる決裁文書（以下、あわせて「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、個人の住所、氏名、障がい名、その他個人の身体や障がいに関する情報を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

上記の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年12月21日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

- (1) 公開された診断書で消された(黒塗り)「(級相当)」の公開を求める。
- (2) 大阪市の統一した決定(公開すること)を求める。

2 審査請求の理由

同じ公開請求に対するH29.7.18付け大中保福第163号や他の請求で公開された他区の決定では公開されている。個人が特定される情報ではない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 公開しないこととした情報について

本件文書は、身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに関して実施機関が作成した決定書に係る2件の決裁文書である。また、本件文書には、実施機関が異議申立てについて棄却した理由等が記載されており、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、個人の住所、氏名、障がい名、その他個人の身体や障がいに関する情報である。

2 本件文書に対し本件決定を行った理由

審査請求人が審査請求書において述べている不服の内容は、本件文書に含まれる「身体障害者診断書・意見書」のうち「身体障害者福祉法第15条第3項の意見」欄に記載された障害の程度の等級(以下「本件情報」という。)の公開を求めるものであるから、以下この点に絞って説明する。

本件情報は、個人の障がいに関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、「情報公開条例解釈・運用の手引き」に記載されているカルテ、反省文などと同様に、個人の人格と密接に関わる情報であると認められることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。また、本件情報の性質上、同

号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、本件情報を非公開として本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

本件審査請求における争点は、本件情報の条例第7条第1号該当性である。

3 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例...の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと解される。

4 本件情報の条例第7条第1号該当性について

本件情報は、個人に関する情報であるが、他の情報と照合することによっても、直ちに特定の個人を識別することが可能であるとは認められない。

また、実施機関は公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると主張するが、本件情報は障害の等級で類型的な情報であり、個人の人格に密接に関わる情報であるとまでは言えず、氏名その他の個人識別性のある部分を除いた本件文書において、本件情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件情報は条例第7条第1号に該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 20 号

年 月 日	経 過
平成 30 年 1 月 19 日	諮問書の受理
平成 30 年 3 月 8 日	意見書の受理
平成 31 年 2 月 12 日	調査審議
平成 31 年 3 月 26 日	調査審議
令和元年 5 月 30 日	調査審議(審査請求人の口頭意見陳述) 審査請求人からの意見書の收受
令和元年 6 月 27 日	調査審議
令和元年 12 月 20 日	調査審議
令和 2 年 1 月 20 日	調査審議
令和 2 年 2 月 6 日	答申